

総務委員会資料（Ⅰ）

6月定例会主要事項

- 平成20年度6月補正予算の概要 P 1
- 平成19年度繰越明許費繰越額について P 2
- 物品の取得について P 3
- 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 P 4
- 岡山県税条例の一部を改正する条例 P 9
- 行政財産の使用許可に係る異議申立てについて P 47
- 岡山県国民保護計画の変更について P 52

平成20年5月29日

総 務 部

平成20年5月29日

平成20年度6月補正予算の概要

補正事項

債務負担行為の補正

追加 1件

- ・農業用河川工作物応急対策事業

平成19年度繰越明許費繰越額について

繰越明許費繰越額

【繰越額】

(単位:千円)

区 分		平成19年度		平成18年度		
		件 数	金 額	件 数	金 額	
一 般	公 共 事 業	一 般	35	8,126,777	38	7,518,031
		災害復旧	3	228,577	5	3,049,489
	計	38	8,355,354	43	10,567,520	
	補助事業	3	290,651	2	95,260	
会 計	単 県 事 業	一 般	27	4,958,586	27	5,463,378
		災害復旧	2	57,306	3	441,283
	計	29	5,015,892	30	5,904,661	
一般会計計		70	13,661,897	75	16,567,441	
特別会計		4	1,712,825	4	977,966	
合 計		74	15,374,722	79	17,545,407	

【繰越理由】

(単位:千円)

区 分	件 数	金 額
用地買収及び補償交渉の難航に伴うもの	6	974,314
地元関係者等との調整難航に伴うもの	44	11,540,125
繰上げ施行措置に伴うもの (災害復旧予算の内示増に伴うもの)	4	270,283
国の補正に伴うもの	3	215,980
そ の 他	17	2,374,020
合 計	74	15,374,722

物品の取得について

物品を次のとおり取得するものとする。

- | | |
|-----------|--|
| 1 取得する物品 | 消防防災ヘリコプター 1機 |
| 2 契約の相手方 | 東京都港区芝公園二丁目4番1号
三井物産エアロスペース株式会社
代表取締役 田中幸弘 |
| 3 取得予定価格 | 1,183,770,000円 |
| 4 契約締結の時期 | 平成20年度中 |
| 5 契約要領 | 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）に準拠 |

（参考）

議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋
（議会の議決を経なければならない財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を経なければならない財産の取得又は処分は、予定価格7千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



< 落札機種 > ベル412EP

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する
法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

担当課 総務部人事課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 岡山県吏員恩給条例の一部改正 恩給を受ける権利を担保に供することができる金融機関を国民生活金融公庫から株式会社日本政策金融公庫に改める。</p> <p>2 岡山県職員給与条例の一部改正 通勤手当（新幹線等の利用に係る特別料金等に係る部分に限る。）等を支給される者から，国民生活金融公庫，農林漁業金融公庫，中小企業金融公庫又は公営企業金融公庫（以下「国民生活金融公庫等」という。）に使用される者から引き続き職員となった者を除くこととする。</p> <p>3 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正 単身赴任手当等を支給される者から，国民生活金融公庫等に使用される者から引き続き企業職員となった者を除くこととする。</p>
制定理由	<p>株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い，恩給を受ける権利を担保に供することができる金融機関を改める等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岡山県吏員恩給条例の一部改正)

第一条 岡山県吏員恩給条例(昭和二十五年岡山県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

(岡山県職員給与条例及び岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

一 岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号)第十一条第五項

二 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和二十九年岡山県条例第七十三号)第五条の二第二項

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

制定理由

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、恩給を受けられる権利を担保に供することができる金融機関を改める等所要の改正を行う必要がある。

岡山県吏員恩給条例新旧対照表（第一条関係）

<p>新</p>	<p>（恩給権の処分禁止） 第十五条 恩給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、株式会社日本政策金融公庫に担保に供することは、この限りでない。</p>
<p>旧</p>	<p>（恩給権の処分禁止） 第十五条 恩給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、国民生活金融公庫に担保に供することは、この限りでない。</p>

岡山県職員給与条例新旧対照表（第二条第一号関係）

新

（通勤手当）

第十一条 1～4略

5 前項の規定は、岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十九年岡山県条例第七十三号）の適用を受ける職員、国家公務員、職員以外の地方公務員、沖繩振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものを使用される者、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。）の職員又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年岡山県条例第九号）第三条第一号に規定する派遣職員（同条例第四条の規定により給与の支給を受ける者を除く。）若しくは同条例第十一条第一号に規定する退職派遣者であつた者（次条第三項及び第十三条の三第二項において「岡山県公営企業職員等」という。）から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6
～
9略

旧

（通勤手当）

第十一条 1～4略

5 前項の規定は、岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十九年岡山県条例第七十三号）の適用を受ける職員、国家公務員、職員以外の地方公務員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものを使用される者、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。）の職員又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年岡山県条例第九号）第三条第一号に規定する派遣職員（同条例第四条の規定により給与の支給を受ける者を除く。）若しくは同条例第十一条第一号に規定する退職派遣者であつた者（次条第三項及び第十三条の三第二項において「岡山県公営企業職員等」という。）から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6
～
9略

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表（第一条第二号関係）

新

（単身赴任手当）

第五条の二 1略

2 岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、沖繩振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定めるものを使用される者又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年岡山県条例第九号。第十六条の三において「派遣条例」という。）第三条第一号に規定する派遣職員（第十六条の三の規定により給与の支給を受ける者を除く。）若しくは同条例第十一条第一号に規定する退職派遣者であつた者（第六条の三第二項において「給与条例適用職員等」という。）から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

旧

（単身赴任手当）

第五条の二 1略

2 岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定めるものを使用される者又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十四年岡山県条例第九号。第十六条の三において「派遣条例」という。）第三条第一号に規定する派遣職員（第十六条の三の規定により給与の支給を受ける者を除く。）若しくは同条例第十一条第一号に規定する退職派遣者であつた者（第六条の三第二項において「給与条例適用職員等」という。）から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

岡山県税条例の一部を改正する条例案要綱

提案課 総務部税務課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	地方税法の一部改正等に伴い，個人の県民税について寄附金控除の拡充を行う等所要の改正を行う必要がある。
案と予算措置との関係	なし
備 考	

- 1 個人の県民税について、都道府県若しくは市区町村又は県内の共同募金会若しくは日本赤十字社に対する寄附金の額の合計額（総所得金額等の100分の30に相当する金額を限度とする。）が5千円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（都道府県又は市区町村に対する寄附金の額の合計額が5千円を超える場合にあっては、当該合計額のうち5千円を超える金額に一定の割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（所得割の額の100分の10に相当する金額を限度とする。）を加算した金額）を所得割の額から控除する。
- 2 県民税の配当割について、平成22年1月1日以後、上場株式等の配当等の支払を取り扱う者を特別徴収義務者とする。
- 3 源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等について特別徴収した配当割の納期限を、その徴収の日の属する年の翌年の1月10日とする。
- 4 平成20年をもって、上場株式等の配当等に係る個人の県民税の配当割の軽減税率（3%）を廃止する。
- 5 平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等を有する所得割の納税義務者は、当該上場株式等に係る配当所得について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できることとする。
- 6 個人の県民税について、平成20年までの間に行われる上場株式等の譲渡に係る軽減税率（1.2%）を廃止する。
- 7 平成22年度以後の各年度分の個人の県民税について、前年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額があるとき又は前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く。）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除する。
- 8 源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。）に対する配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内における上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等の額から当該上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した金額に対して税率を乗じて徴収すべき配当割の額を計算する特例措置を講ずる。
- 9 肉用牛の売却による事業所得に係る個人の県民税の所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間2千頭を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外するとともに、その適用期限を平成24年度まで延長する。
- 10 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、所得割額又は収入割額によって法人の事業税を課する。
- 11 公益社団法人又は公益財団法人で外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものに係る不動産取得税について、現行の民法第34条法人と同様の措置を講ずる。
- 12 特例社団法人又は特例財団法人に係る県民税、事業税及び不動産取得税につい

て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は現行の民法第34条法人と同様の措置を講ずる。

13 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する法人の事業税の税率を次のとおりとする。

(1) 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.5 (現行100分の3.8)
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.2 (現行100分の5.5)
所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の2.9 (現行100分の7.2)

(2) 資本金1億円以下の普通法人等の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.7 (現行100分の5)
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の4 (現行100分の7.3)
所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の5.3 (現行100分の9.6)

(3) 特別法人の所得割の税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.7 (現行100分の5)
所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の3.6 (現行100分の6.6)

(4) 収入金額課税法人の収入割の税率

収入金額	100分の0.7 (現行100分の1.3)
------	--------------------------

14 その他規定の整備を行う。

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第七号中「第三十七条の十一第一項」を「第三十七条の十二の二第二項」に改め、同条第三項中「第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に改める。

第三十一条中「寄附金控除額」を削る。

第三十二条の三中「前三条」を「第三十二条から前条まで」に、「第三十七条の三」を「第三十七条の四」に改め、同条を第三十二条の四とする。

第三十二条の二中「前二条」を「前三条」に、「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に改め、同条を第三十二条の三とし、第三十二条の次に次の一条を加える。

（寄附金税額控除）

第三十二条の二 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあつては、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同基金会（賦課期日現在においてその主たる事務所を県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（賦課期日現在において県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令で定めるもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一 当該納税義務者が第三十二条第二項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百九十五万円以下の金額	百分の八十五
-------------	--------

百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の八十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の七十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の六十七
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の五十七
千八百万円を超える金額	百分の五十

一 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第三十二条第二項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第二項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 百分の九十

二 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合（イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合）

イ 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分之一に相当する金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

ロ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

第三十七条第一項第五号中「第三十二条の三」を「第三十二条の四」に、「第三百十四条の八第三項」を「第三百十四条の九第三項」に改める。

第四十二条の十二中「国外特定配当等」の下に「又は租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という。）」を加える。

第四十二条の十三中「国外特定配当等」の下に「又は上場株式等の配当等」を加える。

第四十二条の十九中「第三十七条の十一の四第三項」を「第三十七条の十一の四第二項」に改める。

第四十三条第一項第一号ロ中「投資法人及び」を「投資法人、」に改め、「特定目的会社」の下に「並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）」を加える。

第四十七条第一項第二号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第五項」に改める。

第五十八条の二第二項第二号中「（昭和二十六年法律第四十五号）」を削る。

第六十九条の八第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、同条第二項中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益

財団法人」に、「第六十九条の三第二項中」を「同条第二項中」に改める。

第七十一条の二第二項中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

附則第四条の次に次の一条を加える。

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

第四条の二 当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段(同条第六項から第九項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第四十条第三項に規定する公益法人等(同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第四十条第三項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

附則第六条第二項中「第三十三条の三」の下に「及び第三十三条の四」を加え、「同条」を「第三十三条の三」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第三十三条の四中「前条まで」とあるのは「前条まで及び附則第六条第一項」とする」に改める。

附則第六条の二を次のように改める。

第六条の二 削除

附則第六条の三第一項第二号ロ中「第二十五条第二項」を「第八条の四第一項(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号。以下この項において「平成二十年所得税法等改正法」という。))附則第三十二条第一項の規定により適用される場合を含む。)、第二十五条第二項」に、「同法第三十七条の十一第一項」を「平成二十年所得税法等改正法附則第四十三条第二項」に改め、同号ハ中「第十条の七」を「第十条の六」に改め、同条第二項中「第三十三条の三」の下に「及び第三十三条の四」を加え、「同条」を「第三十三条の三」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第三十三条の四中「前条まで」とあるのは「前条まで及び附則第六条の三第一項」とする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第六条の四 第三十三条の二の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三十二条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第十条第一項、附則第十一条第一項、附則第十一条の二第一項、附則第十一条の二の六第一項、附則第十一条の四第一項又は附則第十二条第一項の規定の適用を受けるときは、第三十三条の二第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額)とする。

- 一 第三十二条第二項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第三十三条の二第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
- 二 第三十二条第二項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について

、第三十三条の二第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

三 前年中の所得について附則第十二条第一項の規定の適用を受ける場合 百分の五十

四 前年中の所得について附則第十一条第一項の規定の適用を受ける場合 百分の六十

五 前年中の所得について附則第十条第一項、附則第十一条の二第一項、附則第十一条の二の六第一項又は附則第十一条の四第一項の規定の適用を受ける場合 百分の七十五

附則第七条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「免税対象飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内である場合に限る。）」に改め、同条第二項中「同項に規定する」を削り、「該当しないものが」を「該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が」に、「第三十三条の二まで、附則第六条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず」を「第三十三条の二まで、附則第六条第一項、附則第六条の三第一項及び前条第一項の規定にかかわらず」に改め、同項第二号中「第三十三条の二」を「第三十三条の三」に、「及び」を「、附則第六条の三第一項及び」に改め、同条第三項中「第三十三条の三」を「第三十三条の四」に、「前三条」を「前条まで」に改める。

附則第十条第三項第三号中「第三十三条の二、第三十三条の三及び」を「第三十三条から第三十三条の四まで、」に改め、「附則第六条第一項」の下に「、附則第六条の三第一項及び附則第六条の四第一項」を加え、「これらの規定」を「第三十三条、第三十三条の二第一項前段、第三十三条の三及び第三十三条の四」に、「同項各号」を「附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十三条の二第一項後段及び同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号」に改める。

附則第十一条の二第一項中「及び附則第十一条の二の三第一項」を削り、同条第四項第三号中「第三十三条の三まで、附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項」を「第三十三条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の三第一項及び附則第六条の四第一項」に、「第三十三条から第三十三条の三までの規定」を「第三十三条、第三十三条の二第一項前段、第三十三条の三及び第三十三条の四」に、「附則第六条第一項各号」を「第三十三条の二第一項後段及び同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号」に改める。

附則第十一条の二の二第一項中「及び次条第一項」を削り、同条第二項中「特定管理口座」を「特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同条第一項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座」に改め、「及び次条第一項」を削る。

附則第十一条の二の三を次のように改める。

第十一条の二の三 削除

附則第十一条の二の四の見出し中「譲渡損失の」の下に「損益通算及び」を加え、同条第三項を削り、同条第二項中「のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。）」を削り、「金額を」を「金額（第一項の規

定の適用を受けて控除されたものを除く。)を」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項中「を限度として」を「及び附則第十一条の二の六第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として」に、「の計算上」を「及び上場株式等に係る配当所得の金額の計算上」に改め、同項を同条第五項とし、同条に第一項から第四項までとして次の四項を加える。

県民税の所得割の納税義務者の平成二十二年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項の規定による申告書を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)に限り、附則第十一条の二第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第十一条の二の六第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法第三十七条の十一の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡(同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。第六項において「上場株式等の譲渡」という。)をしたことにより生じた損失の金額として令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第十一条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の県民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち次条第三項の規定により特別徴収義務者が租税特別措置法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、法第三十二条第十三項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座(以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座」という。)において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

4 第一項の規定の適用がある場合における附則第十一条の二の六第一項から第四項までの規定の適用については、同条第一項中「配当所得の金額(以下」とあるのは、「配当所得の金額(附則第十一条の二の四第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

附則第十一条の二の四に次の一項を加える。

7 第五項の規定の適用がある場合における附則第十一条の二第一項から第四項まで並びに附則第十一条の二の六第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、附則第十一条の二第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(附則第十一条の二の四第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」と、附則第十一条の二の六第一項中「配当所得の金額(以下」とあるのは「配当所得の金額(附則第十一条の二の四第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

附則第十一条の二の四の次に次の二条を加える。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る個人の県民税の所得計算及び特別徴収等の特例)

第十一条の二の五 県民税の所得割の納税義務者が支払を受ける源泉徴収選択口座内配当等については、令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等(所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。)に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 源泉徴収選択口座が開設されている第四十二条の十二に規定する特別徴収義務者が、源泉徴収選択口座内配当等につき、第四十二条の十三の規定に基づき県民税の配当割を徴収する場合における第二十九条第一項第六号、第四十二条の十二及び第四十二条の十三の規定の適用については、第二十九条第一項第六号及び第四十二条の十二中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」と、第四十二条の十三中「属する月の翌月十日」とあるのは「属する年の翌年一月十日(令で定める場合にあつては、令で定める日)」とする。

3 前項の特別徴収義務者が県民税の配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座につき次の各号に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額は、令で定めるところにより、その年中に交付をした源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から当該各号に掲げる金額の合計額を控除した残額を当該源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして第四十二条の十の規定を適用して計算した金額とする。

一 その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として令で定める金額

二 その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された第二十九条第一項第七号に規定する差金決済に係る法附則第三十五条の二の四第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として令で定める金額

4 前項の場合において、当該県民税の配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について、その年中に同項の特別徴収義務者が当該源泉徴収選択口座内配当等の交付の際に第四十二条の十三の規定により既に徴収した県民税の配当割の額が前項の規定を適用して計算した県民税の配当割の額を超えるときは、当該特別徴収義務者は、当該納税義務者に対し、当該超える部分の金額に相当する配当割を選付しなければならない。

(上場株式等に係る配当所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二の六 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第三十条及び第三十二条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場

株式等に係る配当所得の金額（第三項第三号の規定により読み替えて適用される第三十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第六条第一項の規定は、適用しない。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第三十条及び第三十二条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十条の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二の六第一項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得の金額」と、同条第二項中「算定する」とあるのは「算定し、上場株式等の配当等に係る配当所得の金額は、租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得の計算の例によつて算定する」とする。

二 第三十一条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十一条の二の六第一項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得の金額」とする。

三 第三十三条から第三十三条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の三第一項及び附則第六条の四第一項の規定の適用については、第三十三条、第三十三条の二第一項前段、第三十三条の三及び第三十三条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の六第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の六第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十三条の二第一項後段及び同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の六第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の六第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第十一条の二の六第一項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の六第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の額の合計額」とする。

附則第十一条の三の二を削る。

附則第十一条の四第二項第三号中「第三十三条の三まで、附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項」を「第三十三条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の三第一項及び附則第六条の四第一項」に、「第三十三条から第三十三条の三までの規定」を「第三十三条、第三十三条の二第一項前段、第三十三条の三及び第三十三条の四」に、「附則第六条第一項各号」を「第三十三条の二第一項後段及び同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の四第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の四第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号」に改める。

附則第十二条第三項第三号中「第三十三条の三まで、附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項」を「第三十三条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の三第一項及び附則第六条の四第一項」

に、「第三十三條から第三十三條の三までの規定」を「第三十三條、第三十三條の二第一項前段、第三十三條の三及び第三十三條の四」に、「附則第六條第一項各号」を「第三十三條の二第一項後段及び同條第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二條第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六條の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二條第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六條第一項各号」に改める。

附則に次の二條を加える。

(旧民法第三十四條の法人から移行した法人等に係る県税の特例)

第二十五條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下この條において「整備法」という。）第四十條第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六條第一項（整備法第二百一十一條第一項において読み替えて準用する場合を含む。次項から第六項までにおいて同じ。）の登記をしていないもの（整備法第三百一十一條第一項の規定により整備法第四十五條の認可を取り消されたもの（以下この條においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第二十九條第二項の規定を適用する。

2 整備法第四十條第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六條第一項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第二條第九号の二に規定する非営利型法人（以下この條において「非営利型法人」という。）に該当するものに限る。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第四十三條第一項の規定を適用する。

3 整備法第四十條第一項の規定により存続する一般社団法人であつて整備法第六條第一項の登記をしていないものについては公益社団法人とみなし、整備法第四十條第一項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第六條第一項の登記をしていないものについては公益財団法人とみなして、第六十九條の八の規定を適用する。

4 整備法第四十條第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六條第一項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、非営利型法人に該当するものに限る。）については、法人税法第二條第六号の公益法人等とみなして、第二十九條第三項及び第四十條第一項の規定を適用する。

5 平成二十年十一月三十日において現に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）第二條の規定による改正前の法人税法別表第二第二号の指定を受けている外国法人については、平成二十五年十一月三十日までに開始する事業年度分の法人の県民税に限り、法人税法第二條第六号の公益法人等とみなして、第二十九條第三項及び第四十條第一項の規定を適用する。

6 整備法第四十一條第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六條第一項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第四十條第一項及び第四十三條第一項の規定を適用する。

7 整備法第二條第一項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第三條第一項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第二十五條第二項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第四十條第一項及び第四十三條第一項の規定を適用する。

(法人の事業税の税率の特例)

第二十六条 平成二十年十月一日以後に開始する各事業年度(法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。)に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)についての第四十七条及び附則第十四条の二の二の規定の適用については、第四十七条第一項第一号ハの表中「百分の三・八」とあるのは「百分の一・五」と、「百分の五・五」とあるのは「百分の二・二」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の七・三」とあるのは「百分の四」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「百分の〇・七」と、同条第三項第一号ハ中「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号中「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、附則第十四条の二の二中「第四十七条第一項第二号」とあるのは「附則第二十六条の規定により読み替えられた第四十七条第一項第二号」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、「百分の七・九」とあるのは「百分の四・三」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第二十九条第三項、第四十三条第一項第一号ロ、第六十九条の八及び第七十一条の二第二項の改正規定並びに附則に二条を加える改正規定(附則第二十五条に係る部分に限る。)並びに附則第二十六項の規定 平成二十年十二月一日
 - 二 第二十九条第一項第七号及び第四十二条の十九の改正規定並びに附則第六条の二の改正規定及び附則第十一条の三の二を削る改正規定並びに附則第三項から第五項までの規定 平成二十一年一月一日
 - 三 第三十一条及び第三十三条の三の改正規定、同条を第三十三条の四とする改正規定、第三十三条の二の改正規定、同条を第三十三条の三とする改正規定、第三十三条の次に一条を加える改正規定並びに第三十七条第一項第五号及び第五十八条の二第二項第二号の改正規定並びに附則第四条の次に一条を加える改正規定、附則第六条第二項及び第六条の三第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、附則第七条第二項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「該当しないものが」を「該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が」に改める部分を除く。)、同条第三項の改正規定、附則第十条第三項第三号及び第十一条の二第四項第三号の改正規定、附則第十一条の二の二第二項の改正規定(「及び次条第一項」を削る部分を除く。)並びに附則第十一条の四第二項第三号及び第十二条第三項第三号の改正規定並びに附則第六項から第八項までの規定 平成二十一年四月一日
 - 四 第四十二条の十二及び第四十二条の十三の改正規定並びに附則第七条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「該当しないものが」を「該当しないもの又は

免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が」に改める部分に限る。）、附則第十一条の二の四の改正規定並びに同条の次に二条を加える改正規定並びに附則第九項から第十八項までの規定 平成二十二年一月一日

五 附則第六条の三第一項第二号、第十一条の二第一項及び第十一条の二の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「及び次条第一項」を削る部分に限る。）並びに附則第十一条の二の三の改正規定並びに附則第十九項から第二十三項までの規定 平成二十二年四月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の岡山県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 平成二十一年一月一日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の岡山県税条例（以下「旧条例」という。）附則第六条の二に規定する特定配当等については、なお従前の例による。
- 4 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（以下「新法」という。）第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の二第九項又は第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る新条例第四十二条の十の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。
- 5 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に行われる新条例第四十二条の十八に規定する対象譲渡等に係る新条例第四十二条の十五及び第四十二条の十九の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。
- 6 新条例第三十三条の二及び附則第六条の四第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日以後に支出する新条例第三十三条の二第一項各号に掲げる寄附金について適用する。
- 7 新条例附則第四条の二の規定は、租税特別措置法第四十条第二項又は第三項の規定による同条第一項後段の承認の取消しが平成二十年十二月一日以後にされる場合について適用する。
- 8 平成二十一年四月一日から同年十二月三十一日までの間における新条例附則第六条の四第一項の規定の適用については、同項中「附則第十一条の二の六第一項、附則第十一条の四第一項」とあるのは「附則第十一条の四第一項」と、同項第五号中「、附則第十一条の二の六第一項又は附則第十一条の四第一項」とあるのは「又は附則第十一条の四第一項」とする。
- 9 新条例附則第七条第一項及び第二項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、旧条例附則第七条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 10 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新条例附則第十一条の二の六第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。
 - 一 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配

当所得の金額の百分の一・二に相当する金額

一 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 一万二千円

ロ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

11 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第十一条の二の六第三項の規定の適用については、同項第一号中「附則第十一条の二の六第一項」とあるのは、「附則第十一条の二の六第一項（岡山県税条例の一部を改正する条例（平成二十年岡山県条例第 号）附則第十項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」とする。

12 新条例附則第十一条の二の四第一項又は第五項の規定の適用がある場合における第十項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第十一条の二の四第四項又は第七項の規定により読み替えられた新条例附則第十一条の二の六第一項前段の規定により」とする。

13 新条例附則第十一条の二の五の規定は、平成二十二年一月一日以後に県民税の納税義務者が交付を受ける新条例附則第十一条の二の四第三項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項、第十五項及び第十七項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。

14 新条例附則第十一条の二の五第二項の特別徴収義務者が県民税の配当割の納税義務者に対して平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項及び第十七項において「特例期間」という。）内に交付をする源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（新条例附則第十一条の二の四第三項に規定する源泉徴収選択口座をいう。次項及び第十七項において「源泉徴収選択口座」という。）につき次に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額は、新条例附則第十一条の二の五第三項の規定にかかわらず、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）で定めるところにより、その年中に交付をした次項各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額として令で定める金額を源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして新条例第四十二条の十の規定を適用して計算した金額とする。

一 その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る新法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として令で定める金額

二 その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された新条例第二十九条第一項第七号に規定する差金決済に係る新法附則第三十五条の二の四第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として令で定める金額

15 県民税の所得割の納税義務者が新法第三十二条第十三項の規定により特例期間内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、新条例附則第十一条の二の五第五項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収

選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

- 一 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新条例附則第十一条の二の六第一項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が一万円以下であるものとして令で定めるもの（以下この項及び第十七項において「少額配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得
 - 二 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの（以下この項及び第十七項において「少額配当等以外の配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得
- 16 新条例附則第十一条の二の四第一項から第七項までの規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の県民税に係る旧条例附則第十一条の二の四第一項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。
- 17 県民税の所得割の納税義務者が新条例附則第十一条の二の四第一項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに第十四項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付をした源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、同条第三項の規定にかかわらず、新法第三十二条第十三項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。
- 一 当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得
 - 二 当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得
- 18 平成二十二年一月一日から同年三月三十一日までの間における新条例附則第十一条の二の四第七項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「並びに附則第十一条の二の三第一項及び第二項の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、附則第十一条の二の三第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第十一条の二の四第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第一項前段」とあるのは「附則第十一条の二第一項前段」とする」とする。
- 19 県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日前に行った旧条例附則第十一条の二の三第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 20 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に新条例附則第十一条の二の四第二項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第十一条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第十一条の二第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額

及び雑所得の金額として令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

一 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第十一条の二第四項の規定により読み替えて適用される新条例第三十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。以下この項において同じ。）が五百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・二に相当する金額

二 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 六万円

ロ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から五百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

21 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第十一条の二第四項の規定の適用については、同項第一号中「附則第十一条の二第一項」とあるのは「附則第十一条の二第一項（岡山県税条例の一部を改正する条例（平成二十年岡山県条例第 号。以下「平成二十年改正条例」という。）附則第二十項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、同項第二号中「譲渡所得等の金額」とあるのは「譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち平成二十年改正条例附則第二十項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）」とする」とする。

22 新条例附則第十一条の二の四第五項の規定の適用がある場合における第二十項の規定の適用については、同項中「計算した金額（とあるのは「計算した金額（新条例附則第十一条の二の四第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第一項前段」とあるのは「新条例附則第十一条の二第一項前段」とする。

23 新条例附則第十一条の三第三項の規定の適用がある場合における第二十項の規定の適用については、同項中「計算した金額（とあるのは「計算した金額（新条例附則第十一条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第一項前段」とあるのは「新条例附則第十一条の二第一項前段」とする。

（法人の県民税に関する経過措置）

24 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

25 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前

の解散による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。）については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 26 平成二十年十二月一日前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

改正理由

地方税法の一部改正等に伴い、個人の県民税について寄附金控除の拡充を行う等所要の改正を行う必要がある。

の第四十七条及び附則第十四条の二の二の規定の適用については、第四十七条第一項第一号ハの表中「百分の三・八」とあるのは「百分の一・五」と、「百分の五・五」とあるのは「百分の二・二」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の七・三」とあるのは「百分の四」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「百分の〇・七」と、同条第三項第一号ハ中「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号中「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、附則第十四条の二の二中「第四十七条第一項第二号」とあるのは「附則第二十六条の規定により読み替えられた第四十七条第一項第二号」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、「百分の七・九」とあるのは「百分の四・三」とする。

て整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人（以下この条において「非営利型法人」という。）に該当するものに限る。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第四十三条第一項の規定を適用する。

3 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないものについては公益社団法人とみなし、整備法第四十条第一項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないものについては公益財団法人とみなして、第六十九条の八の規定を適用する。

4 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、非営利型法人に該当するものに限る。）については、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第二十九条第三項及び第四十条第一項の規定を適用する。

5 平成二十年十一月三十日において現に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）第二条の規定による改正前の法人税法別表第二二号の指定を受けている外国法人については、平成二十五年十一月三十日までに開始する事業年度分の法人の県民税に限り、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第二十九条第三項及び第四十条第一項の規定を適用する。

6 整備法第四十一条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六十六条第一項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第四十条第一項及び第四十三条第一項の規定を適用する。

7 整備法第二条第一項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第三条第一項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第四十条第一項及び第四十三条第一項の規定を適用する。

（法人の事業税の税率の特例）

第二十六条 平成二十年十月一日以後に開始する各事業年度（法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）について

四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の四第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の四第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第十二条 1・2略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二略

三 第三十三条から第三十三条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の三第一項及び附則第六条の四第一項の規定の適用については、第三十三条、第三十三条の二第一項前段、第三十三条の三及び第三十三条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十三条の二第一項後段及び同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十二条第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

4 略

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る県税の特例)

第二十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下この条において「整備法」という。)第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百六条第一項(整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。次項から第六項までにおいて同じ。)の登記をしていないもの(整備法第百三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたもの(以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。)を除く。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第二十九条第二項の規定を適用する。

2 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつ

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第十二条 1・2略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二略

三 第三十三条から第三十三条の三まで、附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項の規定の適用については、第三十三条から第三十三条の三までの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十二条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十二条第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

4 略

得割の額及び附則第十一条の二の六第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の六第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十三条の二第一項後段及び同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の六第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の六第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第十一条の二の六第一項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の二の六第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額の合計額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の四 1略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二略

三 第三十三条から第三十三条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の三第一項及び附則第六条の四第一項の規定の適用については、第三十三条、第三十三条の二第一項前段、第三十三条の三及び第三十三条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十三条の二第一項後段及び同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の四第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六条の

(株式等譲渡所得割の税率の特例)

第十一条の三の二 平成十六年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に行われた第二十九条第一項第七号に規定する特定口座内保管上場株式等の同号に規定する譲渡又は同号に規定する上場株式等の同号に規定する信用取引等に係る同号に規定する差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、第四十二条の十五の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 前項の場合において、第四十二条の十九の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の四 1略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二略

三 第三十三条から第三十三条の三まで、附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項の規定の適用については、第三十三条から第三十三条の三までの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項及び附則第六条の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の四第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

還付しなければならない。

(上場株式等に係る配当所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二の六 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、第三十条及び第三十二条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(第三項第三号の規定により読み替えて適用される第三十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第六条第一項の規定は、適用しない。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第三十条及び第三十二条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十条の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二の六第一項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得の金額」と、同条第二項中「算定する」とあるのは「算定し、上場株式等の配当等に係る配当所得の金額は、租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得の計算の例によつて算定する」とする。

二 第三十一条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十一条の二の六第一項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得の金額」とする。

三 第三十三条から第三十三条の四まで、附則第六条第一項、附則第六条の三第一項及び附則第六条の四第一項の規定の適用については、第三十三条、第三十三条の二第一項前段、第三十三条の三及び第三十三条の四中「所得割の額」とあるのは「所

当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2| 源泉徴収選択口座が開設されている第四十二条の十二に規定する特別徴収義務者が、源泉徴収選択口座内配当等につき、第四十二条の十三の規定に基づき県民税の配当割を徴収する場合における第二十九条第一項第六号、第四十二条の十二及び第四十二条の十三の規定の適用については、第二十九条第一項第六号及び第四十二条の十二中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」と、第四十二条の十三中「属する月の翌月十日」とあるのは「属する年の翌年一月十日（令で定める場合にあつては、令で定める日）」とする。

3| 前項の特別徴収義務者が県民税の配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座につき次の各号に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額は、令で定めるところにより、その年中に交付をした源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から当該各号に掲げる金額の合計額を控除した残額を当該源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして第四十二条の十の規定を適用して計算した金額とする。

一| その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として令で定める金額

二| その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された第二十九条第一項第七号に規定する差金決済に係る法附則第三十五条の二の四第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として令で定める金額

4| 前項の場合において、当該県民税の配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について、その年中に同項の特別徴収義務者が当該源泉徴収選択口座内配当等の交付の際に第四十二条の十三の規定により既に徴収した県民税の配当割の額が前項の規定を適用して計算した県民税の配当割の額を超えるときは、当該特別徴収義務者は、当該納税義務者に対し、当該超える部分の金額に相当する配当割を

税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第十一条の二第二項後段の規定にかかわらず、令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第十一条の二の六第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。)を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

6 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第十一条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として令で定めるところにより計算した金額(第一項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。)をいう。

7 第五項の規定の適用がある場合における附則第十一条の二第一項から第四項まで並びに附則第十一条の二の六第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、附則第十一条の二第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(附則第十一条の二の四第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)と、附則第十一条の二の六第一項中「配当所得の金額(以下」とあるのは「配当所得の金額(附則第十一条の二の四第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る個人の県民税の所得計算及び特別徴収等の特例)
第十一条の二の五 県民税の所得割の納税義務者が支払を受ける源泉徴収選択口座内配当等については、令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配

税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第十一条の二第二項後段の規定にかかわらず、令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡(同法第三十二條第二項の規定に該当するものを除く。)をしたことにより生じた損失の金額として令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第十一条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用がある場合における附則第十一条の二第一項から第三項まで及び前条の規定の適用については、附則第十一条の二第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(附則第十一条の二の四第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)と、前条第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」と、「同条第一項前段」とあるのは「附則第十一条の二第一項前段」とする。

。に限り、附則第十一条の二第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第十一条の二の六第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。第六項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第十一条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の県民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに次条第三項の規定により特別徴収義務者が租税特別措置法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、法第三十二条第十三項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

4 第一項の規定の適用がある場合における附則第十一条の二の六第一項から第四項までの規定の適用については、同条第一項中「配当所得の金額（以下」とあるのは、「配当所得の金額（附則第十一条の二の四第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

5 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民

県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民

理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第三十七条の十二項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 略

第十一条の二三 削除

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)
第十一条の二の四 県民税の所得割の納税義務者の平成二十二年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項の規定による申告書を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで)に提出した場合を含む

の十二項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 略

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二三 平成十六年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等(以下この項及び次条第二項において「上場株式等」という。)の譲渡のうち同法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、附則第十一条の二第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額)次項の規定により読み替えられた同条第四項第二号の規定により読み替えられた第三十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の一・二に相当する額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における附則第十一条の二第四項の規定の適用については、同項第一号中「附則第十一条の二第一項」とあるのは、「附則第十一条の二第一項(附則第十一条の二の三第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)
第十一条の二の四

該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2・3略

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二略

三 第三十三條から第三十三條の四まで、附則第六條第一項、附則第六條の三第一項及び附則第六條の四第一項の規定の適用については、第三十三條、第三十三條の二第一項前段、第三十三條の三及び第三十三條の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一條の二第二項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六條第一項及び附則第六條の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一條の二第二項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十三條の二第二項後段及び同條第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一條の二第二項の規定による県民税の所得割の額並びに附則第十一條の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一條の二第二項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六條の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一條の二第二項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六條第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一條の二第二項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

(特定管理株式が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第十一條の二の二 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七條の十の二第二項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同條第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八條第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この条において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前條の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七條の十の二第一項に規定する特定管理口座(その者が二以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。)に係る同條第一項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡(これに類するものとして令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)をした場合には、令で定めるところにより、当該特定管

関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2・3略

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二略

三 第三十三條から第三十三條の三まで、附則第六條第一項及び附則第六條の三第一項の規定の適用については、第三十三條から第三十三條の三までの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一條の二第二項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六條第一項及び附則第六條の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一條の二第二項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六條第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一條の二第二項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

(特定管理株式が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第十一條の二の二 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七條の十の二第二項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同條第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八條第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この条及び次條第一項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前條の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七條の十の二第一項に規定する特定管理口座(その者が二以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座)に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡(これに類するものとして令で定めるものを含む。以下この項及び次條第一項において同じ。)をした場合には、令で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第三十七條

3 前項の規定の適用がある場合における第三十三條の四の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは「前条まで及び附則第七條第二項」とする。

(長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十條 1・2略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二略

三 第三十三條から第三十三條の四まで、附則第六條第一項、附則第六條の三第一項及び附則第六條の四第一項の規定の適用については、第三十三條、第三十三條の二第一項前段、第三十三條の三及び第三十三條の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十條第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六條第一項及び附則第六條の三第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十條第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十三條の二第一項後段及び同條第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十條第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六條の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十條第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第六條第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十條第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一條の二 知事は、当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七條の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第三十條及び第三十二條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、同年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令で定めるところにより計算した金額(当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(法第三十二條第十五項の規定により同條第十四項の規定の適用を受けないものを除く。))を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第四項第二号の規定により読み替えて適用される第三十一條の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当

3 前項の規定の適用がある場合における第三十三條の三の規定の適用については、同条中「前三條」とあるのは「前三條及び附則第七條第二項」とする。

(長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十條 1・2略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二略

三 第三十三條の二、第三十三條の三及び附則第六條第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十條第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十條第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一條の二 知事は、当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七條の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第三十條及び第三十二條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、同年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令で定めるところにより計算した金額(当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(法第三十二條第十五項の規定により同條第十四項の規定の適用を受けないものを除く。))を除外して算定するものとする。以下この項及び附則第十一條の二の三第一項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第四項第二号の規定により読み替えて適用される第三十一條の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に

五 前年中の所得について附則第十条第一項、附則第十一条の二の六第一項又は附則第十一条の四第一項の規定の適用を受ける場合 百分の七十五

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の特例)

第七条 知事は、昭和五十七年度から平成二十四年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が二千頭以内である場合に限る。）において、第三十四条の四第一項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された同条第二項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として令で定める額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第三十四条の四第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第三十条から第三十三条の三まで、附則第六条第一項、附則第六条の三第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

一 略

二 租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三十条から第三十三条の三まで、附則第六条第一項、附則第六条の三第一項及び前条第一項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の特例)

第七条 知事は、昭和五十七年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛である場合において、第三十四条の四第一項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までは提出されたもの及びその時までに提出された同条第二項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として令で定める額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第三十四条の四第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第三十条から第三十三条の二まで、附則第六条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

一 略

二 租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三十条から第三十三条の二まで、附則第六条第一項及び前条第一項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

る免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額及び租税特別措置法第十条から第十条の六までの規定による控除額の合計額

三 略

2 前項の規定の適用がある場合における第三十三条の三及び第三十三条の四の規定の適用については、第三十三条の三中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第六条の三第一項」と、第三十三条の四中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第六条の三第一項」とする。

3 5略

〔寄附金税額控除における特例控除額の特例〕

第六条の四 第三十三条の二の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三十二条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第十条第一項、附則第十一条第一項、附則第十一条の二第二項、附則第十一条の二第六項、附則第十一条の四第一項又は附則第十二条第一項の規定の適用を受けるときは、第三十三条の二第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第一項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一 第三十二条第二項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第三十三条の二第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

二 第三十二条第二項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第三十三条の二第二項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

三 前年中の所得について附則第十二条第一項の規定の適用を受ける場合 百分の五

四 前年中の所得について附則第十一条第一項の規定の適用を受ける場合 百分の六

十

る免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額及び租税特別措置法第十条から第十条の七までの規定による控除額の合計額

三 略

2 前項の規定の適用がある場合における第三十三条の三の規定の適用については、同条中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第六条の三第一項」とする。

3 5略

項」とする。

第六条の二 削除

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第六条の三 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条において「居住年」という。))が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

一 略

二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額

イ 略

ロ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第八条の四第一項(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号。以下この項において「平成二十年所得税法等改正法」という。))附則第三十二条第一項の規定により適用される場合を含む。)、第二十五条第二項、第二十八条の四第一項、第三十一条第一項(同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。)、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十七条の十第一項(平成二十年所得税法等改正法附則第四十三条第二項の規定により適用される場合を含む。))若しくは第四十一条の十四第一項又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。))第三条の二第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項若しくは第二十四項の規定による所得税の額の合計額

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による

(配当割の税率の特例)

第六条の二 平成十六年一月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に支払を受けべき特定配当等(租税特別措置法第四条の二第九項及び第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。)の額に係る配当割の税率は、第四十二条の十の規定にかかわらず、百分の三とする。

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第六条の三 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条において「居住年」という。))が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十二条及び第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

一 略

二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額

イ 略

ロ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第二十五条第二項、第二十八条の四第一項、第三十一条第一項(同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。)、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十七条の十第一項(同法第三十七条の十一第一項の規定により適用される場合を含む。))若しくは第四十一条の十四第一項又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。))第三条の二第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項若しくは第二十四項の規定による所得税の額の合計額

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による

外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第六十九条の八第一項」と、「当該取得の日から五年以内」とあるのは「土地の取得にあつては当該取得の日から五年以内、家屋の取得にあつては当該取得の日から三年以内」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十九条の八第一項」と、「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該不動産取得税の納税義務者」と読み替えるものとする。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第七十一条の二 1略

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百八十二条に規定する他の給付又は同法第五百四十九条若しくは第五百五十三条に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条の規定を適用する。

3・4略

附則

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

第四条の二 当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段(同条第六項から第九項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第四十条第三項に規定する公益法人等(同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第四十条第三項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

(個人の県民税の配当控除)

第六条 1略

2 前項の規定の適用がある場合における第三十三条の三及び第三十三条の四の規定の適用については、第三十三条の三中「前三条」とあるのは「前三条及び附則第六条第一項」と、第三十三条の四中「前条まで」とあるのは「前条まで及び附則第六条第一

学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第六十九条の三第二項中「前項」とあるのは「第六十九条の八第一項」と、「当該取得の日から二年以内」とあるのは「土地の取得にあつては当該取得の日から五年以内、家屋の取得にあつては当該取得の日から三年以内」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十九条の八第一項」と、「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該不動産取得税の納税義務者」と読み替えるものとする。

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第七十一条の二 1略

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第四百八十二条に規定する他の給付又は同法第五百四十九条若しくは第五百五十三条に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条の規定を適用する。

3・4略

附則

(個人の県民税の配当控除)

第六条 1略

2 前項の規定の適用がある場合における第三十三条の三の規定の適用については、同条中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第六条第一項」とする。

一 略
二 特別法人（法第七十二条の二十四の七第五項に規定する特別法人をいう。以下この条において同じ。） 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

略

三 略

2 略

（不動産取得税の課税免除）

第五十八条の二 1略

2 次に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税の課税を免除する。

一 略

二 社会福祉法による社会福祉事業（以下この項及び第六十条第三項において「社会福祉事業」という。）及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業（以下この項及び第六十条第三項において「更生保護事業」という。）を経営する者以外の者が、無償で当該経営する者に帰属させる目的をもつて直接社会福祉事業又は更生保護事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得

三 略

（外国人留学生の寄宿舎の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第六十九条の八 知事は、公益社団法人又は公益財団法人で外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の留学の在留資格を認められた者をいう。以下この条において同じ。）の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合において、土地の取得にあつては当該取得の日から五年以内に当該土地を外国人留学生の寄宿舎（令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の用に供したとき、家屋の取得にあつては当該取得の日から引き続き三年以上当該家屋を外国人留学生の寄宿舎の用に供したときは、当該土地の取得又は家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 第六十九条の三第二項から第四項までの規定は、公益社団法人又は公益財団法人で

一 略
二 特別法人（法第七十二条の二十四の七第六項に規定する特別法人をいう。以下この条において同じ。） 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

略

三 略

2 略

（不動産取得税の課税免除）

第五十八条の二 1略

2 次に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税の課税を免除する。

一 略

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業（以下この項及び第六十条第三項において「社会福祉事業」という。）及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業（以下この項及び第六十条第三項において「更生保護事業」という。）を経営する者以外の者が、無償で当該経営する者に帰属させる目的をもつて直接社会福祉事業又は更生保護事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得

三 略

（外国人留学生の寄宿舎の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第六十九条の八 知事は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人で外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の留学の在留資格を認められた者をいう。以下この条において同じ。）の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合において、土地の取得にあつては当該取得の日から五年以内に当該土地を外国人留学生の寄宿舎（令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の用に供したとき、家屋の取得にあつては当該取得の日から引き続き三年以上当該家屋を外国人留学生の寄宿舎の用に供したときは、当該土地の取得又は家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 第六十九条の三第二項から第四項までの規定は、民法第三十四条の法人で外国人留

について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、法第七十一条の三十一第二項の規定による納入申告書に同項の規定による計算書を添付して知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

(株式等譲渡所得割の還付)

第四十二条の十九 第四十二条の十七の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合には、その都度、当該選択口座に係る個人に対して当該満たない部分の金額に百分の五を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

(事業税の納税義務者等)

第四十三条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。

一 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 略

ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第五項各号に掲げる法人、法第七十二条の二第四項に規定する人格のない社団等、第五項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

二 略

255略

(法人の事業税の税率等)

第四十七条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

月の翌月十日までに、法第七十一条の三十一第二項の規定による納入申告書に同項の規定による計算書を添付して知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

(株式等譲渡所得割の還付)

第四十二条の十九 第四十二条の十七の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合には、その都度、当該選択口座に係る個人に対して当該満たない部分の金額に百分の五を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

(事業税の納税義務者等)

第四十三条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。

一 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 略

ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第五項各号に掲げる法人、法第七十二条の二第四項に規定する人格のない社団等、第五項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

二 略

255略

(法人の事業税の税率等)

第四十七条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

応じ、それぞれイ又はロに定める割合（イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合）

イ 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

ロ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

（外国税額控除）

第三十三条の三 前三条の規定を適用した場合の所得割の額から法第三十七条の三の規定により控除するものとされる額を控除する

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第三十三条の四 第三十二条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から法第三十七条の四の規定により控除するものとされる額を控除する。

（個人の県民税に係る徴収取扱費の交付）

第三十七条 知事は、個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対しては、次に掲げる金額の合計額を徴収取扱費として交付する。

一 四略

五 第三十三条の四の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を法第三十四条の九第三項の規定により適用される同条第二項の規定によつて市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除するこ

とができなかつた金額に相当する金額

2・3略

（配当割の特別徴収義務者）

第四十二条の十二 特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等又は租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という。）である場合にあつては、その支払を取り扱う者）を配当割の特別徴収義務者に指定する。

（配当割の申告納入）

第四十二条の十三 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等又は上場株式等の配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等又は上場株式等の配当等の交付の際）、その特定配当等

第三十三条の二 前二条の規定を適用した場合の所得割の額から法第三十七条の二の規定により控除するものとされる額を控除する。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第三十三条の三 前三条の規定を適用した場合の所得割の額から法第三十七条の三の規定により控除するものとされる額を控除する。

（個人の県民税に係る徴収取扱費の交付）

第三十七条 知事は、個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対しては、次に掲げる金額の合計額を徴収取扱費として交付する。

一 四略

五 第三十三条の三の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を法第三十四条の八第三項の規定により適用される同条第二項の規定によつて市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除するこ

とができなかつた金額に相当する金額

2・3略

（配当割の特別徴収義務者）

第四十二条の十二 特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等である場合にあつては、その支払を取り扱う者）を配当割の特別徴収義務者に指定する。

（配当割の申告納入）

第四十二条の十三 前条の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等の交付の際）、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する

分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該百分の十に相当する金額）とする。

一 当該納税義務者が第三十二条第二項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百九十五万円以下の金額	百分の八十五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の八十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の七十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の六十七
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の五十七
千八百万円を超える金額	百分の五十

二 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第三十二条第二項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第二項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 百分の九十

三 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のイ又はロに掲げる場合の区分に

律第七号) 第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。) のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税制(法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税制に限る。) は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

4・5略

(所得控除)

第三十一条 前条の規定によつて算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。

(寄附金税額控除)

第三十二条の二 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあっては、当該百分の四に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号) 第一百十三条第二項に規定する共同募金会(賦課期日現在においてその主たる事務所を県内に有するものに限る。) に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金(賦課期日現在において県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。) で、令で定めるものの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第一号に掲げる寄附金の額の合計額のうち五千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区

によつて法人とみなされるものに対する法人税制(法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税制に限る。) は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

4・5略

(所得控除)

第三十一条 前条の規定によつて算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。

新	旧
<p>(納税義務者等)</p> <p>第二十九条 県民税は、第一号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第二号及び第四号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて、第五号に掲げる者に対しては利子割額によつて、第六号に掲げる者に対しては配当割額によつて、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によつて課する。</p> <p>一 六略</p> <p>七 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十七条の十一の四第一項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された同法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座(以下この節において「選択口座」という。)に係る同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等(以下この節において「特定口座内保管上場株式等」という。)の同法第三十七条の十二の二第二項に規定する譲渡(第四十二条の十七及び第四十二条の十八において「譲渡」という。)の対価又は当該選択口座において処理された同項に規定する上場株式等(以下この節において「上場株式等」という。)の同法第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等(以下この節において「信用取引等」という。)に係る同法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済(以下この節において「差金決済」という。)に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するもの</p> <p>2 略</p> <p>3 公益法人等(法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等)に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六号)第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法(平成十年法</p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第二十九条 県民税は、第一号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第二号及び第四号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて、第五号に掲げる者に対しては利子割額によつて、第六号に掲げる者に対しては配当割額によつて、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によつて課する。</p> <p>一 六略</p> <p>七 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十七条の十一の四第一項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された同法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座(以下この節において「選択口座」という。)に係る同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等(以下この節において「特定口座内保管上場株式等」という。)の同法第三十七条の十一の四第一項に規定する譲渡(第四十二条の十七及び第四十二条の十八において「譲渡」という。)の対価又は当該選択口座において処理された同項に規定する上場株式等(以下この節において「上場株式等」という。)の同法第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等(以下この節において「信用取引等」という。)に係る同法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済(以下この節において「差金決済」という。)に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するもの</p> <p>2 略</p> <p>3 公益法人等(法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定</p>

行政財産の使用許可に係る異議申立てについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可に関し、岡山県職員労働組合執行委員長金澤稔から同法第238条の7第1項の規定による異議申立てが別紙(1)のとおりあったので、別紙(2)の意見を付して同条第4項の規定により、議会に諮問する。

(参 考)

地方自治法抜粋

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4

1～6 略

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8・9 略

(行政財産を使用する権利に関する処分についての不服申立て)

第238条の7

1 第238条の4の規定により普通地方公共団体の長がした行政財産を使用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2・3 略

4 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第1項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5・6 略

平成20年 5月20日

岡山県知事 石井 正弘 殿

異議申立書

異議申立人 岡山市内山下二丁目4番6号
岡山県職員労働組合
執行委員長 金澤 稔

1 異議申立ての趣旨

2008年2月27日付けで申請した職員駐車場使用許可申請に対する2008年3月19日付け管第654号による県庁北駐車場使用不許可処分の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

以下に述べる5つの事項のとおり、行政財産として不適切と考えられる使用状況のもと、不適切で恣意的な事務により処分が行われており、到底、承諾することができないため。

- (1) 申請後の3月18日付けで使用許可基準変更起案が決裁されているが、その説明が不許可通知が手交された3月21日までなされず、既に提出済みの申請書の取扱いについても何ら説明がなかった。

なお管財課は、1月18日の使用許可を更新しない旨の通告の際、単に「公務の遂行上必要になった」とするのみで、使用許可基準の見直しなどについては触れていない。

- (2) 不許可処分理由として、「業務上特に自家用車通勤を必要とするものとは認められないため」とあるが、上記(1)で説明のあった理由と異なっており、不許可の理由を後になって作ったと言わざるを得ない。

また、申請時においては使用許可基準は変更されていないため、従来どおりの旧基準で審査したとするのであれば、従前許可されていた業務上の必要性は本申請においても何ら変わっていないため、不許可の理由としては不適切である。

なお、起案理由として「内容を審査したところ」とあるが、起案文書において新旧基準における「業務上必要であるか」また「24時間対応が求められる者であるか」といった審査に要する資料は何も示されていないうえ、申請者に対する聴取等も一切行われておらず、何をもって審査がなされたのかまったくもって不明である。

- (3) 許認可事務等標準処理期間要綱（昭和52年4月15日岡山県告示第333号）において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項行政財産の目的外使用の許可については処理期間は10日とされており、その処理期限3月12日までに迅速かつ的確に処理されるべきものを、文書管理者である管財課長はその責務を怠っている。

- (4) 1月18日以降、使用許可できない論理的な理由を求めてきたが、曖昧で不明瞭な回答しか示されなかったものが、4月17日には地方自治法、岡山県財務規則などにより論理的、そして端的に説明が行われた。回答内容や管財課の対応姿勢の変遷を見るに、3月18日付け使用許可基

準変更起案の段階において使用不許可の理由立てが意図的に為されたと考えざるを得ない。

- (5) 使用許可基準変更起案において、「県庁北駐車場は、公用車、マスコミ車両を配置することを目的に設置」とあり、根拠として昭和33年1月7日付け蔵管第1号「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」が示されたが、使用収益と見なさない施設としては「新聞記者室」とされているだけであり、駐車場は含まれていない。

マスコミ車両の使用について、「県の発表事項や県庁内での行事を取材する際に利用されており」「公用車と同じであり、使用を許可するというものではなく使用が当然」として無料で30台を使用させているが、使用が必要な職員からは年間68,880円もの使用料を徴収している。

「30台」が専ら通勤に用いられているものなのか、取材に用いられているものであるのか、国の通知にある「国の事務、事業の遂行のため、国が当該施設を提供する」に準ずるものであるのかという、その必要性、妥当性については、少なくとも文書保存年限内にマスコミに対する使用希望調査などの文書の收受、意志決定文書はなく、何ら検討されないまま特定の営利団体に便宜供与が行われている。不許可通知手交時の説明として、駐車場に空きがないということも不許可の一因とされており、このような適切であるか明確でない行政財産使用状況において不許可とされたことは到底納得することはできない。

3 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成20年3月21日

4 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分に不服があるときは、次のことを行うことができます。

- (1) この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岡山県知事に対して異議申し立てをすること。
- (2) この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、岡山県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起すること。
- (3) (1) 及び (2) のいずれについても行うこと。」との教示がありました。

別紙（２）

異議申立てに対する意見

[事実]

- 平成20年 1月18日 岡山県職員労働組合（以下「組合」という。）に対し、平成20年度から公用車を配置するため県庁北駐車場の使用は困難である旨説明
- 1月30日 再度、組合に対し、平成20年度から公用車を配置するため県庁北駐車場の使用は困難である旨説明
- 2月27日 組合から使用許可申請書の提出
- 3月18日 県庁北駐車場の使用許可基準（内規）の変更
- ＜変更前の基準＞
- ①身体に障害を持ち大量輸送機関の利用が困難(身体障害者手帳添付)
 - ②病気等で大量輸送機関の利用が困難（医師の証明書を添付）
 - ③地理的に大量輸送機関の利用が困難
 - ④業務上特に自家用車通勤を必要とするため
- ＜変更後の基準＞（以下「新基準」という。）
- ①身体に障害を持ち公共交通機関の利用が困難(身体障害者手帳添付)
 - ②病気等で公共交通機関の利用が困難（医師の証明書を添付）
 - ③危機管理対応等により、業務の都合上24時間緊急対応が求められる者
- 3月19日 組合からの申請について不許可処分（以下「本件処分」という。）
- 3月21日 組合へ不許可処分通知を手交
- 5月20日 組合からの異議申立書の受理

[意見]

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる（地方自治法第238条の4第7項）。また、庁舎等の行政財産の目的外使用許可は、地方公共団体の長の自由裁量権に委ねられているものと解されているところである（東京地裁昭和54年2月27日）。

県庁北駐車場は、公用に係る車両を配置することを目的に設置した行政財産であり、公用に係る車両の駐車枠を確保した上で、空き枠があれば、行政財産の目的外使用に係る許可基準に基づき、申請者について優先順位を判断した上で、使用料を徴収し、行政財産の目的外使用許可を行っている。

本年1月、平成20年度の公用車の駐車に関して、県庁から離れた民間駐車場を有料で賃借して公用車を駐車している所属から、県庁北駐車場使用の要望があり、これらを配置することに伴い、目的外使用に係る駐車枠を減少させる必要が生じたことから、組合に対し、平成20年度からの県庁北駐車場に係る使用許可は困難である旨を説明した。

本年3月中旬に、目的外使用許可のあり方について改めて検討を行い、許可基準のうち、「地理的に大量輸送機関の利用が困難」を削除し、「業務上特に自家用車通勤を必要とするため」については、

「危機管理対応等により、業務の都合上24時間緊急対応が求められる者」とする旨の改正を行った。このように、許可基準の改正は、目的外使用許可を適切に行うため、適時適切に実施したものである。

新基準は平成20年度申請分から適用し、新基準に基づきすべての申請を適切に判断した結果、組合からの本件申請に対して、本件処分を行ったものである。

標準処理期間とは、行政庁が、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めたものであり、この期間を超えて処理された処分が直ちに違法又は不当な処分となるものではない。今回の処分に当たっては、公用車の枠数が確定した後、速やかに手続を進めており、違法又は不当な遅延はない。

報道機関用の駐車枠については、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日付け蔵管第1号。大蔵省管財局長通知。最終改正平成19年1月22日付け財理第243号。）において、「新聞記者室」は国の事務、事業の遂行のため、国が当該施設を提供するものと示されており、本県においては国の基準に準じ、報道機関用の駐車枠についても、県政の広報活動など県の事務、事業の遂行のため、必要な駐車枠を提供しているものであり、その使用は適切なものである。

その他組合が主張する理由については、本件処分を取り消すべき理由には当たらず、判断するまでもない。

以上により、本件処分は、適法かつ妥当な処分であるため、本件異議申立ては棄却されるべきものである。

岡山県国民保護計画の変更について（報告）

岡山県国民保護計画を別冊のとおり変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第8項において準用する同条第6項の規定により報告します。

（参 考）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）抜粋

（都道府県の国民の保護に関する計画）

第34条 都道府県知事は、基本方針に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2～5 略

6 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。

7 略

8 第3項から前項までの規定は、第1項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。 以下 略

総務委員会資料

< 6月定例会主要事項 >

- 財産の貸付けについて 1
- 岡山県岡南飛行場条例及び岡山県岡山空港条例の
一部を改正する条例 3
- 法人の経営状況（岡山空港ターミナル株式会社） 7
- 法人の経営状況（財団法人岡山県国際交流協会） 13

平成20年5月29日

企画振興部

財産の貸付けについて

財産を次のとおり貸し付けるものとする。

- 1 貸し付ける物件 下記の区分により，別表に表示する物件
 - (1) 建物（付属設備等を含む）等
 - (2) 土地
- 2 賃 貸 料 無 償
- 3 契約の相手方 倉敷市寿町12番1号
チボリ・ジャパン株式会社
代表取締役社長 坂口正行
- 4 貸 付 期 間 契約締結の日から平成20年12月31日まで
- 5 契約締結の時期 平成20年7月1日
- 6 契 約 要 領 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）に準拠

(参 考)

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は，次に掲げる事件を議決しなければならない。

一～五 略

六 条例で定める場合を除くほか，財産を交換し，出資の目的とし，若しくは支払手段として使用し，又は適正な対価なくしてこれを譲渡し，若しくは貸し付けること。

七～十五 略

2 略

(別 表)

区 分	名 称	数 量	備 考	
建物（付属 設備等を含 む）等	アンデルセンホール	延 面 積 2,797.35 m ²		
	アンデルセン図書室	〃 63.15 m ²		
倉敷市寿町 200 番 2 543 番	多目的シアター（カルケバレン劇場）	〃 1,328.15 m ²		
	ランドマークタワー（チボリタワー）	〃 838.64 m ²		
	野外劇場（プレーネンステージ）	〃 18.00 m ²		
	子供劇場	〃 75.42 m ²		
	ミュージックパビリオン	〃 73.62 m ²		
	レストルーム	〃 869.79 m ²	9 棟	
	二次変電室，特高変電室	〃 600.00 m ²	4 棟	
	管理施設（ゲート棟）	〃 645.21 m ²		
	管理施設（北・南棟）	〃 2,498.32 m ²		
	子供の遊び場	〃 77.97 m ²		
	ランドマークタワー（チボリタワー）展示 施設	一式		
	電力設備	一式		
	中央監視制御設備等の設備	一式		
	上水・下水等の配管	一式		
	園路広場	一式		
	照明施設	一式		
	その他雑工作物	一式		
	樹木	一式		
	土 地			
	倉敷市寿町 200 番 2 543 番 の一部	—————	93,892.03 m ²	

岡山県岡南飛行場条例及び岡山県岡山空港条例の
一部を改正する条例案要綱

担当課 企画振興部航空企画推進課

項 目	記 載 欄
案の内容	岡山県岡南飛行場及び岡山県岡山空港において停留料を徴収する停留時間の範囲を6時間以上から3時間以上に改める。
改正理由	国土交通大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関する告示の一部改正にかんがみ、停留料を徴収する停留時間の範囲を改める必要がある。
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

岡山県岡南飛行場条例及び岡山県岡山空港条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「六時間」を「三時間」に改める。

- 一 岡山県岡南飛行場条例（昭和三十七年岡山県条例第五十三号）第十六条第一項ただし書
- 二 岡山県岡山空港条例（昭和六十二年岡山県条例第二十九号）第二十一条第一項ただし書及び別表第二停留料の項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十年七月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に停留している航空機の当該停留に係る停留料の徴収については、なお従前の例による。

改正理由

国土交通大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関する告示の一部改正にかんがみ、停留料を徴収する停留時間の範囲を改める必要がある。

岡山県岡南飛行場条例新旧対照表（第一号関係）

<p>新</p>	<p>（着陸料等）</p> <p>第十六条 知事は、使用者から別表第一に定める額の着陸料及び停留料を徴収する。ただし、停留料は、航空機の飛行場における停留時間が三時間未満である場合は、徴収しない。</p> <p>2・3略</p>
<p>旧</p>	<p>（着陸料等）</p> <p>第十六条 知事は、使用者から別表第一に定める額の着陸料及び停留料を徴収する。ただし、停留料は、航空機の飛行場における停留時間が六時間未満である場合は、徴収しない。</p> <p>2・3略</p>

岡山県岡山空港条例新旧対照表（第二号関係）

		新		旧	
備考 略	停留料	略	区分	略	区分
	金額		金額		
<p>（着陸料等）</p> <p>第二十一条 知事は、使用者から別表第一に定める着陸料及び停留料（以下この条において「着陸料等」という。）を徴収する。ただし、停留料は、航空機の空港における停留時間が三時間未満である場合は、徴収しない。</p> <p>2・3略</p> <p>別表第一（第二十一条関係）</p>		<p>（着陸料等）</p> <p>第二十一条 知事は、使用者から別表第一に定める着陸料及び停留料（以下この条において「着陸料等」という。）を徴収する。ただし、停留料は、航空機の空港における停留時間が六時間未満である場合は、徴収しない。</p> <p>2・3略</p> <p>別表第一（第二十一条関係）</p>		<p>（着陸料等）</p> <p>第二十一条 知事は、使用者から別表第一に定める着陸料及び停留料（以下この条において「着陸料等」という。）を徴収する。ただし、停留料は、航空機の空港における停留時間が六時間未満である場合は、徴収しない。</p> <p>2・3略</p> <p>別表第一（第二十一条関係）</p>	
<p>三時間以上空港内に停留する航空機について、空港における停留時間二十四時間ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額</p> <p>一・二略</p>		<p>六時間以上空港内に停留する航空機について、空港における停留時間二十四時間ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額</p> <p>一・二略</p>			

平成19年度岡山空港ターミナル株式会社事業実績書

(単位：円)

事業名	事業の概要	事業費
1 不動産貸付事業	1 旅客ターミナルビルの不動産貸付事業 2 貨物ターミナルビルの不動産貸付事業 3 航空会社、石油会社への空港施設、設備の賃貸業務 4 貨物ターミナルエリアの警備事業 5 有料待合室、貨物蔵置場等の管理運営	495,918,903
2 直営販売事業	1 免税売店、国内売店等での飲食物、観光土産品の販売業務 2 ガソリンスタンド、岡南飛行場での石油類の販売業務 3 たばこ自動販売機の管理運営業務 4 見学者施設利用の管理運営業務 5 カードラウンジ運営業務	287,986,232
3 業務受託事業	1 航空機への給油作業 2 空港周辺および駐車場の巡回業務 3 岡山県PRコーナーの管理業務	50,304,625
4 広告事業	館内掲出看板スペースの管理運営	23,447,946
5 付帯事業	1 飲料水自動販売機の管理運営 2 リムジンバス、モノレール等自動券売機の管理運営 3 損害保険代理店業務 4 県証紙、切手類販売業務 5 コインロッカー、マッサージチェア等の管理運営 6 空港従業員食堂の管理運営他	20,349,099
6 管理運営	岡山空港ターミナル株式会社の管理運営	154,942,378
合 計		1,032,949,183

2 収支計算書

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	金	額
I 売上高		1,183,841,843
不動産収入	657,868,826	
付帯事業収入	525,973,017	
II 売上原価		269,795,905
売上総利益		914,045,938
III 販売費及び一般管理費		763,153,278
営業利益		150,892,660
IV 営業外収益		41,616,438
受取利息及び受取配当金	22,780,477	
投資有価証券売却益	13,449,793	
雑収入	5,386,168	
V 営業外費用		16,366,087
支払利息	16,366,087	
経常利益		176,143,011
VI 特別損失		7,198,669
固定資産除却損	7,198,669	
税引前純利益		168,944,342
法人税,住民税及び事業税	70,000,000	70,000,000
当期純利益		98,944,342

平成20年度岡山空港ターミナル株式会社事業計画書

(単位：千円)

事業名	事業の概要	事業費
1 不動産貸付事業	1 旅客ターミナルビルの不動産貸付事業 2 貨物ターミナルビルの不動産貸付事業 3 航空会社、石油会社への空港施設、設備の賃貸業務 4 貨物ターミナルエリアの警備事業 5 有料待合室、貨物蔵置場等の管理運営	507,148
2 直営販売事業	1 免税売店、国内売店等での飲食物、観光土産品の販売業務 2 ガソリンスタンド、岡南飛行場での石油類の販売業務 3 見学者施設利用の管理運営業務 4 カードラウンジ運営業務	294,519
3 業務受託事業	1 航空機への給油作業 2 空港周辺および駐車場の巡回業務 3 岡山県PRコーナーの管理業務	51,451
4 広告事業	館内掲出看板スペースの管理運営	23,974
5 付帯事業	1 飲料水自動販売機の管理運営 2 リムジンバス、モノレール等自動券売機の管理運営 3 損害保険代理店業務 4 県証紙、切手類販売業務 5 コインロッカー、マッサージチェア等の管理運営 6 空港従業員食堂の管理運営他	20,831
6 管理運営	岡山空港ターミナル株式会社の管理運営	158,416
合 計		1,056,339

平成20年度岡山空港ターミナル株式会社収支予算書

(単位:千円)

科 目	予 算 額		
	平成20年度	平成19年度	増 △ 減
I 売上高	1,232,652	1,158,761	73,891
不動産収入	669,983	643,319	26,664
付帯事業収入	562,669	515,442	47,227
II 売上原価	287,151	262,348	24,803
売上総利益	945,500	896,413	49,087
III 販売費及び一般管理費	769,188	729,326	39,862
営業利益	176,312	167,087	9,225
IV 営業外収益	15,658	15,348	310
受取利息及び受取配当金	14,258	13,948	310
投資有価証券売却益	0	0	0
雑収入	1,400	1,400	0
V 営業外費用	26,499	15,669	10,830
支払利息	26,499	15,669	10,830
投資有価証券売却損	0	0	0
経常利益	165,471	166,766	△ 1,295
VI 特別利益	0	0	0
補助金収入	0	0	0
VII 特別損失	0	0	0
固定資産圧縮損	0	0	0
固定資産除却損	0	0	0
税引前純利益	165,471	166,766	△ 1,295
法人税,住民税及び事業税	70,000	70,000	0
当期純利益	95,471	96,766	△ 1,295

平成19年度財団法人岡山県国際交流協会事業実績書

1 一般会計

(単位:円)

事業名	事業の概要	事業費
1 国際理解事業	1 地球市民講座、国際理解講座(韓国、中国、カナダ)を開催した。 2 韓国文化体験ツアーを実施した。 3 外国語講座(中国語、インドネシア語、韓国語)を開催した。 4 ブラジル文化とポルトガル語講座を開催した。	1,533,082
2 国際協力・貢献事業	1 開発途上国等からの海外技術研修員の受入れを行った。 2 国際貢献ボランティア養成講座を開催した。 3 「まなびピア岡山2007」へ出展した。	16,913,100
3 国際交流推進事業	1 岡山を知ってもらおう交流バスツアーを実施した。 2 韓国大学生と韓国語講座受講者との交流事業を実施した。	460,257
4 情報提供・外国人支援事業	1 日本語教師ボランティアの養成、日本語教室開設・活動の支援を行った。 2 留学生と企業とのマッチング事業を実施した。 3 医療通訳ボランティア(英語、中国語)を養成した。 4 多言語(中国語、ポルトガル語)相談事業を実施した。 5 ラジオによる外国人への情報提供事業を実施した。	5,147,920
5 広報出版事業	会報誌を発行した。	970,604
6 管理運営等	財団法人の管理運営を行った。	11,766,115
合 計		36,791,078

2 センター管理特別会計

(単位:円)

事業名	事業の概要	事業費
センター管理運営	1 岡山国際交流センターの会議室等の利用許可、料金収入、施設等の維持管理を行った。 2 情報相談コーナーにおける外国人等への情報提供及び相談業務、図書資料室の運営を行った。 3 無料法律相談、個別留学相談、国際ボランティア人材バンク運営等の定例的事業を実施した。 4 団体等との協働による国際理解、多文化共生事業を企画・実施した。	113,230,830
合 計		113,230,830

平成19年度財団法人岡山県国際交流協会貸借対照表及び正味財産増減計算書

1 一般会計

(1) 貸借対照表

平成20年3月31日現在 (単位:円)

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
1 流動資産		3 流動負債	
現 金	76,238	未 払 金	2,642,622
預 金	30,636,608	預 り 金	141,426
未 収 金	514,500	流動負債合計	2,784,048
流動資産合計	31,227,346	4 固定負債	
2 固定資産		退職給与引当預金	5,456,212
(1) 基本財産		固定負債合計	5,456,212
預 金	107,165,500	負債合計	8,240,260
投資有価証券	908,245,000	正味財産の部	
基本財産合計	1,015,410,500	5 指定正味財産	1,015,410,500
(2) 特定資産		(うち基本財産への充当額)	(1,015,410,500)
退職給与引当資産	5,456,212	6 一般正味財産	85,410,931
運用財産積立預金	56,967,633	(うち特定資産への充当額)	(56,967,633)
特定資産合計	62,423,845	正味財産合計	1,100,821,431
固定資産合計	1,077,834,345		
合 計	1,109,061,691	合 計	1,109,061,691

(2) 正味財産増減計算書

自 平成19年4月 1日
至 平成20年3月31日 (単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
一般正味財産増減の部		指定正味財産増減の部	
1 経常増減の部		当期指定正味財産増減額	0
(1) 経常収益		指定正味財産期首残高	1,015,410,500
イ 基本財産運用益		指定正味財産期末残高	1,015,410,500
基本財産受取利息	21,736,578		
ロ 受取会費	1,548,000		
ハ 事業収益			
受託事業収益	17,078,175		
その他事業収益	161,824		
印紙・証紙手数料収益	2,093,407		
ニ 受取補助金			
受取民間補助金	3,700,000		
ホ 受取負担金			
受取負担金	823,161		
ヘ 雑収益			
受取利息	111,681		
雑収益	1,280,474		
経常収益計	48,533,300		
(2) 経常費用			
イ 事業費			
給料手当	5,099,073		
福利厚生費	847,520		
旅費交通費	7,835,295		
通信運搬費	1,234,793		
消耗什器備品費	45,580		
消耗品費	1,347,357		
印刷製本費	1,689,470		
燃料費	23,792		
賃借料	4,256,852		
保険料	197,394		
諸謝金	3,040,674		
租税公課	479,263		
支払負担金	272,000		
支払助成金	355,800		
委託費	189,000		
資料図書費	172,732		
会議費	367,071		
広告宣伝費	1,890,000		
雑費	100,604		
ロ 管理費			
給料手当	2,813,350		
福利厚生費	351,251		
会議費	96,643		
旅費交通費	354,710		
通信運搬費	457,857		
消耗品費	149,868		
賃借料	621,002		
保険料	73,820		
租税公課	135,900		
支払負担金	488,500		
委託費	1,522,500		
資料図書費	180,132		
雑費	101,275		
経常費用計	36,791,078		
当期経常増減額	11,742,222		
2 経常外増減の部			
(1) 経常外費用			
イ その他の経常外費用			
退職給与引当金繰入額	487,493		
経常外費用計	487,493		
当期経常外増減額	△ 487,493		
当期一般正味財産増減額	11,254,729		
一般正味財産期首残高	74,156,202		
一般正味財産期末残高	85,410,931		
		正味財産期末残高	1,100,821,431

2 センター管理特別会計

(1) 貸借対照表

平成20年3月31日現在 (単位:円)

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
1 流 動 資 産		2 流 動 負 債	
現 金	1,063,932	未 払 金	4,483,809
預 金	36,697,476	前 受 金	17,241,625
未 収 金	293,568	預 り 金	426,364
立 替 金	1,065,235	流動負債合計	22,151,798
流動資産合計	39,120,211	負 債 合 計	22,151,798
		正味財産の部	
		3 一 般 正 味 財 産	16,968,413
		正味財産合計	16,968,413
合 計	39,120,211	合 計	39,120,211

(2) 正味財産増減計算書

自 平成19年4月 1日
至 平成20年3月31日 (単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
イ 事業収益			
施設利用料収益	65,263,975		
受託事業収益	55,280,000		
ロ 受取負担金			
受取負担金	2,900,797		
ハ 雑収益			
受取利息	107,878		
経常収益計	123,552,650		
(2) 経常費用			
イ 事業費			
給料手当	33,553,280		
福利厚生費	3,843,580		
旅費交通費	1,303,690		
通信運搬費	1,792,282		
消耗什器備品費	384,076		
消耗品費	1,603,332		
修繕費	2,968,923		
印刷製本費	28,035		
光熱水費	19,434,189		
賃借料	7,048,244		
保険料	231,920		
諸謝金	351,657		
租税公課	1,461,600		
支払負担金	132,445		
支払助成金	232,000		
委託費	31,811,100		
資料図書費	1,491,516		
会議費	236,915		
雑費	543,980		
ロ 管理費			
給料手当	4,375,715		
福利厚生費	347,373		
消耗品費	49,978		
支払負担金	5,000		
経常費用計	113,230,830		
当期経常増減額	10,321,820		
当期一般正味財産増減額	10,321,820		
一般正味財産期首残高	6,646,593		
一般正味財産期末残高	16,968,413		
		正味財産期末残高	16,968,413

平成20年度財団法人岡山県国際交流協会事業計画書

1 一般会計

(単位:千円)

事業名	事業の概要	事業費
1 国際理解事業	1 地球市民講座、国際理解講座(韓国、中国、カナダ)の開催 2 学校等への国際理解出前講座の実施 3 外国語(ポルトガル語等)講座の開催 4 県北部等での国際理解市民講座の開催	1,859
2 国際協力・貢献事業	1 開発途上国等からの海外技術研修員の受入れ 2 地域国際交流協会職員による研修会等の開催	18,768
3 国際交流推進事業	1 岡山を知ってもらおうバスツアーの実施 2 韓国大学生との交流事業の実施 3 海外技術研修員との交流事業の実施	708
4 情報提供・外国人支援事業	1 日本語教師ボランティアの養成、日本語教室開設・活動の支援 2 多言語(中国語、ポルトガル語、タガログ語)相談事業の実施 3 医療通訳ボランティア(英語、中国語)の養成 4 子ども日本語学習サポート事業の実施 5 外国人支援ガイドブックの作成	4,592
5 広報出版事業	会報誌の発行	1,170
6 管理運営等	財団法人の管理運営	11,766
合 計		38,863

2 センター管理特別会計

(単位:千円)

事業名	事業の概要	事業費
センター管理運営	1 岡山国際交流センターの会議室等の利用許可、料金収入、施設等の維持管理 2 情報相談コーナーにおける外国人等への情報提供及び相談業務、図書資料室の運営 3 無料法律相談、個別留学相談、国際ボランティア人材バンク運営等の定例的事業の実施 4 団体等との協働による国際理解、多文化共生事業の企画・実施	134,904
合 計		134,904

平成20年度財団法人岡山県国際交流協会収支予算書

1 一般会計

(単位:千円)

支出の部				収入の部			
科目	予算額			科目	予算額		
	20年度	19年度	増△減		20年度	19年度	増△減
事業活動支出	38,863	52,436	△ 13,573	事業活動収入	55,403	55,654	△ 251
事業費支出	36,243	33,781	2,462	基本財産運用収入	16,200	25,908	△ 9,708
管理費支出	2,620	18,655	△ 16,035	特定資産運用収入	220	5	215
投資活動支出	138,480	45,963	92,517	会費収入	1,780	1,700	80
特定資産取得支出	38,480	45,963	△ 7,483	事業収入	117	2,774	△ 2,657
投資有価証券取得支出	100,000		100,000	負担金収入	536	469	67
予備費支出	7,103	20,376	△ 13,273	補助金収入	2,300	3,700	△ 1,400
				受託事業収入	18,520	20,443	△ 1,923
				雑収入	730	655	75
				他会計繰入金収入	15,000		15,000
				投資活動収入	100,600	600	100,000
				特定資産取崩収入	600	600	0
				預金取崩収入	100,000		100,000
				前期繰越収支差額	28,443	62,521	△ 34,078
合 計	184,446	118,775	65,671	合 計	184,446	118,775	65,671

2 センター管理特別会計

(単位:千円)

支出の部				収入の部			
科目	予算額			科目	予算額		
	20年度	19年度	増△減		20年度	19年度	増△減
事業活動支出	134,904	113,516	21,388	事業活動収入	120,910	109,281	11,629
事業費支出	118,299	108,613	9,686	負担金収入	2,610	2,500	110
管理費支出	1,605	4,903	△ 3,298	受託事業収入	55,280	55,280	0
他会計繰入金支出	15,000		15,000	利用料金収入	63,000	51,500	11,500
予備費支出	2,974	2,411	563	雑収入	20	1	19
				前期繰越収支差額	16,968	6,646	10,322
合 計	137,878	115,927	21,951	合 計	137,878	115,927	21,951

経営状況等の概況（県外郭団体）

団体の基本情報 (H20.4.1現在)			
名称	財団法人 岡山県国際交流協会	事務所所在地	岡山市奉選町2丁目2-1
代表者	理事長 末長 純彦	設立年月日	平成3年3月19日
基本財産	1,015,410千円	うち県出資金	600,000千円
役員	29人	職員	15人
決算時期	3月	決算比率	59.1%
設立目的	世界の人々との相互理解と友好親善を深めるとともに、世界の国々との学術文化、スポーツ、経済等の幅広い交流を積極的に推進することにより、国際性豊かな人づくりと世界に開かれた活力ある地域社会づくりに寄与するとともに、世界の平和と繁栄に貢献する。		
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流の推進に関する事業 国際協力、貢献及び海外移住に関する事業 国際理解に関する事業 外国人に対する情報提供等に関する事業 国際観光に関する事業 経済交流に関する事業 国際交流に関する広報・出版及び調査研究に関する事業 岡山国際交流センターの管理運営 (H18.4.1から指定管理者) その他法人の目的を達成するために必要な事業 		

役員	役員職員の状況										
	総数	H15	H16	H17	H18	H19	H20				
常勤	1	1	1	1	1	1	1				
非常勤	28	27	28	28	28	28	28				
うち県派遣職員	3	3	3	3	2	2	2				
うち県職員	19	17	17	17	17	16	15				
常勤	5	5	4	4	3	3	4				
うち県派遣職員	1										
非常勤	14	12	13	13	13	11	11				

経営実績と財産の状況 (単位:千円)									
	H15	H16	H17	H18	H19	H20 (予算)			
当期収入 A	226,792	192,596	196,681	174,504	172,266	276,913			
うち県出資金 B	182,105	154,967	147,697	74,067	72,358	73,800			
県出資金の割合 (B/A)	80.3%	80.5%	75.1%	42.4%	42.0%	26.7%			
当期支出 C	223,108	184,624	176,172	150,850	196,022	312,247			
当期収支差額 (A-C)	3,684	7,972	20,509	23,654	△ 23,756	△ 35,334			
総資産 D	1,082,628	1,077,116	1,106,758	1,127,476	1,148,182				
現金預金	59,064	55,296	81,364	106,760	232,607				
投資有価証券	1,008,736	1,007,623	1,008,017	1,008,017	908,245				
主なもの									
総負債 E	38,011	24,706	34,019	31,263	30,392				
正味財産 F=D-E	1,044,617	1,052,410	1,072,739	1,096,213	1,117,790				
うち基本金 G	1,015,410	1,015,410	1,015,410	1,015,410	1,015,410				
内部留保 (F-G)	29,207	37,000	57,329	80,803	102,380				
経営実績と財産の状況についての評価	<ul style="list-style-type: none"> 基本財産の運用益、国際交流センターの利用料金収入等により、安定した経営状況が維持されている。 長期借入等の固定負債がなく、また、土地・建物等を保有していないことから、資産価値低下等の懸念もない。 								

岡山県からの支出の状況 (単位:千円)						
	H15	H16	H17	H18	H19	H20 (予算)
県支出金	182,105	154,967	147,697	74,067	72,358	73,800
内訳						
委託料	182,105	154,967	147,697	74,067	72,358	73,800
補助金						
短期貸付金						
その他						
長期貸付金 (年度末残高)						
損失補償限度額						
損失補償契約に係る債務残高						
債務保証限度額						
債務保証契約に係る債務残高						

総務委員会資料

◎ 6月定例会主要事項

- 平成19年度繰越計算書

平成20年5月29日

企 業 局

平成19年度岡山県営電気事業会計継続費繰越計算書

(単位:千円)

科目	款	資本的支出
	項	建設仮勘定
事業名		発電総合管理事務所(仮称)建設事業
継続費の総額		836,000
平成19年度継続費予算現額	予算計上額	312,000
	前年度繰越額	71,077
	計	383,077
支払義務発生額		234,567
残 額		148,510
翌年度繰越額		148,510
翌年度繰越額に係る財源内訳	国庫補助金	
	企業債	
	損益勘定留保資金	
	中小水力発電開発改良積立金	148,510

知事の専決処分した控訴の提起について

平成18年9月28日に県を被告として提訴された不当利得返還等請求事件について、平成20年3月13日岡山地方裁判所において原告勝訴の判決が言い渡された。

判決に対し控訴することとし、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものである。

記

1 事件の概要

- (1) 事件名 不当利得返還等請求事件（平成18年（行ウ）第12号）
- (2) 原告 特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま（代表者理事 重田龍三）
- (3) 被告 岡山県知事 石井正弘

平成17年度に小田春人議員と桑山博之議員（当時）が行った海外調査時に使用した専用車について、その必要性はなく、費用は「最も経済的な通常の経路及び方法による場合」を超えて算出されたとの理由から、原告が知事に対して、現地交通費の過払分等を県に返還するよう小田、桑山の両名と石井正弘個人への請求及び当時の総務課長への命令を求めたもの。

2 第一審判決（平成20年3月13日）の概要

- (1) 主文要旨
 - ・被告は、小田春人及び桑山博之に対し、各自24万9,200円及びこれに対する平成17年10月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を岡山県に支払えとの請求をせよ。
 - ・訴訟費用は被告の負担とする。
- (2) 主な判決理由

専用車の使用が「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情」に該当するとは認められず、各区間の専用車代金と、原告が主張する「最も経済的な通常の経路及び方法」をとった場合の費用との差額部分についての支出は違法である。

3 控訴の概要

- (1) 控訴日 平成20年3月26日（広島高等裁判所岡山支部）
- (2) 控訴人 岡山県知事 石井正弘
- (3) 被控訴人 特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま（代表者理事 重田龍三）
- (4) 趣旨
 - ・原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
 - ・被控訴人の請求を棄却する。
 - ・訴訟費用は第一審、二審とも被控訴人の負担とする。との判決を求める。